

工事請負契約書(案)

- | | |
|---------------------|---|
| 1. 工事番号・名称 | 第22-79815-0001号 |
| 2. 工事の場所 | 小高産業技術高等学校 第二体育館照明改修工事 |
| 3. 工期 | 南相馬市小高区吉名字玉ノ木平 地内
着工 令和 年 月 日
完成 令和 年 月 日 |
| 4. 工事請負代金の額 | 金 円 也 |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 金 円 也 |
| 5. 契約保証金 | |

上記の工事について、発注者 福島県 と受注者 は、福島県工事請負契約
約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、
請負契約を締結する。

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 福島県南相馬市小高区吉名字玉ノ木平78番地
福島県
福島県立小高産業技術高等学校長 金田 洋一郎

受注者

特約条項

- 第1 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。
- 第2 約款第35条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の4.5」と、同条第3項中「1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上」とあるのは「300万円以上」と、同条第6項中「10分の4」とあるのは「10分の4.5」と、「10分の6」とあるのは「10分の6.5」と、同条第7項及び同条第8項中「10分の5」とあるのは「10分の5.5」と、「10分の6」とあるのは「10分の6.5」と読み替えて、規定を準用する。
- 第3 約款第4条第2項及び第5項中の「10分の1」とあるのは、「10分の3」と読み替える。
- 2 約款第35条第1項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替え、同条第6項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第7項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第8項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替える。
- 第4 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事(以下「他の工事」という。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。
- 第5 約款第37条に次のただし書を加える。

ただし、平成28年4月1日から令和5年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和5年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。